



別記第13号様式(第20条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 処分業 許可証

許可番号	北広環境指令第35号
営業所(処分業にあつては処理場)の所在地又は住所	北広島市北の里70番3・70番5
営業所(処分業にあつては処理場)の名称	株式会社 丸升増田本店 北広島エコファクトリー
事業の区分	一般廃棄物処分業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(紙くずに限る)
営業の区域	北広島市全域
許可の有効期限	令和6年7月22日から令和8年7月21日
許可条件	関係法令を厳守し、適正に一般廃棄物の処分業を行うこと。

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第40条第2項の規定により、上記のとおり許可する。

令和6年6月11日

北広島市長 上野正三

